

死刑廃止前後10年間の殺人事件認知件数等の推移(フランス)

暦年	合計(X) (=A+B+C +D+E+F)	凶徒間の 抗争による もの(A)	盗取の目的・ その際のもの		その他の理由 によるもの		毒殺 (D)	嬰兒殺 (E)	被害者 15歳未 満等(F)	仏人口	全犯罪 (重罪・軽罪) 認知件数	人口10万人 当たりの殺 人認知件数	人口10万人 当たりの犯 罪認知件数	暦年
			既遂+ 未遂(B)	うち 未遂	既遂+ 未遂(C)	うち 未遂								
1972	1,387	69	152		952		74	140		51,700,913	1,675,507	2.68	3,240.77	1972
1973	1,349	105	139		984		33	88		52,118,299	1,763,372	2.59	3,383.40	1973
1974	1,541	85	152		1,192		33	79		52,460,363	1,827,373	2.94	3,483.34	1974
1975	1,576	107	181		1,189		41	58		52,699,169	1,912,327	2.99	3,628.76	1975
1976	1,737	109	181		1,309		80	58		52,908,672	1,823,953	3.28	3,447.36	1976
1977	1,952	115	195		1,485		95	62		53,145,286	2,097,919	3.67	3,947.52	1977
1978	1,835	94	182		1,437		78	44		53,376,320	2,147,832	3.44	4,023.94	1978
1979	2,047	93	172		1,645		93	44		53,606,230	2,330,566	3.82	4,347.57	1979
1980	2,253	129	204		1,751		100	69		53,731,387	2,627,508	4.19	4,890.08	1980
1981	2,171	148	208		1,638		119	58		54,028,630	2,890,020	4.02	5,349.05	1981
1982	2,495	168	226		1,879		113	109		54,335,000	3,413,682	4.59	6,282.66	1982
1983	2,702	184	311		2,043		79	85		54,625,729	3,563,975	4.95	6,524.35	1983
1984	2,712	130	295		2,115		91	81		54,830,907	3,681,453	4.95	6,714.19	1984
1985	2,497	160	263		1,928		101	45		55,062,478	3,579,194	4.53	6,500.24	1985
1986	2,413	139	276		1,824		121	53		55,278,413	3,292,189	4.37	5,955.65	1986
1987	2,286	128	257		1,766		76	59		55,509,955	3,170,970	4.12	5,712.43	1987
1988	2,567	90	395	236	1,981	1,070		101		55,753,955	3,132,694	4.60	5,618.78	1988
1989	2,562	122	375	233	1,992	998		73		56,016,985	3,266,442	4.57	5,831.16	1989
1990	2,526	118	428	227	1,929	944		51		56,614,493	3,492,712	4.46	6,169.29	1990
1991	2,614	124	447	269	2,007	990		36		56,893,206	3,744,112	4.59	6,580.95	1991
1992	2,702	108	443	269	2,102	1,091		49		57,217,577	3,830,996	4.72	6,695.49	1992

(注)

- 1 認知件数については、仏内務省国家警察総局司法警察中央局発行の「La criminalité en France」, 「Aspects de la criminalité et de la délinquance constatées en France」(1972年以降毎年発行される統計集であるが、年度によって呼称が異なる。)による。
- 2 仏人口数については、上記仏内務省の統計集に記載された数値(仏国立統計機関であるINSEEの数値を引用。)による。
- 3 仏の犯罪統計については、1972年に各機関の統計手法が統一された後、基本的に同一の基準に従って統計が作成されるものとされていること、1972年以前の詳細な犯罪統計に接することができなかったことから、1972年以降の数値について本表を作成することとした。
- 4 「嬰兒殺」とは、仏民法上の出生の届出期間(出生後3日間)内かつ出生の届出がされる前に新生児を殺害することをいう。
- 5 1988年度から、殺人のうち「盗取の目的・その際のもの」及び「その他の理由によるもの」の各項目については既遂と未遂の件数を分けて計上するとともに、「毒殺」については独立した項目を設けず、「その他の理由によるもの」の項目の中に合わせて計上することとされた。
- 6 1992年7月に1810年制定の旧刑法(いわゆるナポレオン法典の1つ)が全面改正され、新刑法が1994年3月から施行されたところ、新刑法においては、「嬰兒殺」という特別の構成要件・罰条が廃止され、15歳未満の未成年者等に対する殺人の加重類型が新設された。これを受けて、犯罪統計においても、1995年度以降、「嬰兒殺」の項目は削られ、従前の基準によれば「嬰兒殺」の項目に計上されていたものは、今後「被害者15歳未満等」の項目に計上されることとなった。
- 7 15歳未満の未成年者等に対する殺人については、盗取の目的・その際のものであるかその他の理由によるものであるかを問わず、「被害者15歳未満等」の項目にのみ計上されている。「被害者15歳未満等」の項目は、既遂及び未遂の総数である。